

災害救助法適用地域の特別お取り扱いについて

災害により被害を受けられた皆さまに心からお見舞い申し上げます。一日も早い復旧と皆さまのご健康を心からお祈り申し上げます。

当社では、災害により災害救助法が適用された地域の被災契約者のご契約について、以下の特別お取り扱いを実施いたします。詳細につきましては、当社カスタマーサービスセンターまでお問い合わせください。

記

〔災害救助法適用地域の特別お取り扱いについて〕

○ 保険金、解約払戻金等の簡易迅速なお支払い

お申し出により、提出書類を一部省略することで、保険金、解約払戻金等の簡易迅速なお支払いをいたします。

〔災害救助法の適用状況(厚生労働省発表)〕

法適用日	災害救助法適用市町村	備考
平成 26 年 2 月 15 日	<p>【長野県】</p> <p>茅野市(ちのし)</p> <p>北佐久郡軽井沢町 (きたさくぐんかるいざわまち)</p> <p>諏訪郡富士見町 (すわぐんふじみまち)</p> <p>【群馬県】</p> <p>安中市(あんなかし)</p> <p>【山梨県】</p> <p>富士吉田市(ふじよしだし)</p> <p>南巨摩郡早川町 (みなみこまぐんはやかわちょう)</p> <p>南都留郡山中湖村 (みなみつるぐんやまなかこむら)</p>	大雪に係る被害にかかる 災害救助法の適用

	南都留郡富士河口湖町 (みなみつるぐんふじかわぐちこまち)	
--	----------------------------------	--

以上

【お問い合わせ先】



カスタマー
サービスセンター



0120-60-1221

受付時間：
月～金曜日 9:00～17:00
(祝休日・年末年始の休日を除く)